

様式 1 公表されるべき事項

放送大学学園の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

本学園は、大学教育の機会に対する広範な国民の要請に応えるため、放送による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行う放送大学を設置するという業務の特殊性を有しており、理事長においてはその業務を総理し、この法人を代表するという職務と責任を、その他役員においては各担当における重責を担っていることから国家公務員給与制度に準じた役員報酬を設定している。

② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員の賞与の額は、本学園の収支状況等役員の職務実績に応じ、増額又は減額することができるが、平成28年度における増減はなかった。一方、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、本学園の役員報酬においても社会一般情勢に適合した適正なものとする観点から、国家公務員制度改正に準じた改正を行った。

③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

法人の長

役員報酬は月額及び期末手当並びに勤勉手当から構成されている。
月額については、放送大学学園役員給与規則に則り、本給及び特別調整手当を支給している。
期末手当及び勤勉手当についても放送大学学園役員給与規則に則り、期末手当は本給月額及び特別調整手当並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給月額及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に6月期、12月期に応じたそれぞれの割合を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
勤勉手当については、基準日において受けるべき本給月額及び特別調整手当の月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を基礎額として、成績率に乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
なお、平成28年度には国の給与法改正に準じて改正を行い、勤勉手当支給率の引き上げ(年間0.1ヶ月分)を実施した。

理事

法人の長に同じ。

理事(非常勤)

非常勤役員の報酬は、放送大学学園役員給与規則に則り、月額を支給している。
なお、平成28年度には改定は行っていない。

監事

法人の長に同じ。

監事(非常勤)

理事(非常勤)に同じ。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成28年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,726	千円 11,868	千円 5,078	千円 1,780 (特別調整手当)			
A理事	千円 18,297	千円 11,496	千円 4,919	千円 1,724 (特別調整手当) 158 (通勤手当)			※
B理事	千円 13,037	千円 7,514	千円 4,128	千円 1,127 (特別調整手当) 268 (通勤手当)		1月11日	◇
C理事	千円 2,567	千円 2,013	千円 0	千円 421 (特別調整手当) 44 (通勤手当)	1月13日		◇
D理事	千円 15,804	千円 9,648	千円 4,170	千円 1,592 (特別調整手当) 394 (通勤手当)			◇
E理事	千円 15,476	千円 9,648	千円 4,128	千円 1,447 (特別調整手当) 253 (通勤手当)			◇
F理事	千円 15,223	千円 9,648	千円 4,128	千円 1,447 (特別調整手当)			※
G理事 (非常勤)	千円 204	千円 204	千円 0	千円 0			
H理事 (非常勤)	千円 204	千円 204	千円 0	千円 0			
I理事 (非常勤)	千円 204	千円 204	千円 0	千円 0			
J監事	千円 13,584	千円 8,448	千円 3,615	千円 1,267 (特別調整手当) 254 (通勤手当)			
K監事 (非常勤)	千円 204	千円 204	千円 0	千円 0			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

本学園は、大学教育の機会に対する広範な国民の要請に応えるため、放送による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行う放送大学を設置するという業務の特殊性を有しており、理事長においてはその業務を総理し、この法人を代表するという職務と責任を担っている。
理事長の報酬は国家公務員制度に準じており、年間報酬額は人数規模が同規模である民間企業の役員報酬27,429千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額22,977千円と比べてもそれ以下となっており、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

本学園の特殊性は法人の長に同じ。
そうした組織の中で理事の役割は法人の長のリーダーシップをサポートするとともに、学長・総務・財務・放送・学務の各担当における高度な専門性と重責を担っている。
理事の年間報酬額は、人数規模が同程度である民間企業の取締役の報酬と同程度若しくはそれ以下となっており、こうした本学園の特殊性もふまえ、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

本学園の特殊性は法人の長に同じ。
そうした組織の中で非常勤理事の役割は、外部からの視点で本学園の決定事項等に参画しており、その重要性は非常に高い。こうした本学園の特殊性もふまえ、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

本学園の特殊性は法人の長に同じ。
そうした組織の中で、監事は法人の業務・財産の監査、毎会計年度の監査報告書の作成、監査結果に不正の行為又は寄附行為違反する重大な事実が発覚した際に文部科学大臣、総務大臣並びに理事会及び評議員会に報告すること、必要に応じて評議員会の招集を請求することなど、その役割は多岐にわたり、重要性は非常に高い。
監事の報酬水準については国立大学法人と比べても同水準であり、学園の特殊性もふまえ、妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

監事に同じ。

【主務大臣の検証結果】

当該法人の、大学教育の機会に対する広範な国民の要請に応えるため、放送による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行う放送大学を設置するという業務の特殊性や、他法人との比較などを考慮すると、法人の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事A	該当者なし					
理事B	該当者なし					
理事A (非常勤)	該当者なし					
理事B (非常勤)	該当者なし					
監事A	該当者なし					
監事B	該当者なし					
監事A (非常勤)	該当者なし					
監事B (非常勤)	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事B	該当者なし
理事A (非常勤)	該当者なし
理事B (非常勤)	該当者なし
監事A	該当者なし
監事B	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

放送大学学園評価委員会規程において、評価委員会は、役員の退職手当の業績勘案率の決定に関することについて審議することとなり、業績勘案率の決定方法は機関実績勘案率と個人業績勘案率の結果に基づいて算出されることとされている。機関実績勘案率は評価委員会にて承認された各年度の業務実績評価の結果における項目別評定を、機関実績勘案率の評定割合に関する換算表に当てはめ算出し、個人業績勘案率については、あらかじめ理事長が評価を行うこととされており、その結果を参考にして、評価委員会が個人業績勘案率を算出している。算出された勘案率を、 $\text{機関実績勘案率} \times 3/4 + \text{個人業績勘案率} \times 1/4$ の計算式に当てはめ、業績勘案率を算出し、評価委員会の審議の結果、決定している。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

職員の給与水準を検討するにあたっては、人員配置や給与体系の見直し等を通じて適正な人件費管理を行っており、国家公務員給与制度の改革の動向、国立大学法人及び他の学校法人の給与水準等の動向を勘案の上、検討を行っている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤務成績に応じて勤勉手当の支給割合の増減を行うほか、昇給号俸数を多段階に区別して定期昇給を実施している。

③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

放送大学学園職員給与規則に則り、基本給として本給(本給の調整額を含む。)及び扶養手当、諸手当として、放送教育特別手当、教員免許更新講習担当特別手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当としている。

平成28年度には、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第1号)に準じ、以下のとおり職員給与の改定を行った。

- ・勤務地に応じた割合で支給される特別都市手当支給率を改定。
- ・期末勤勉手当について支給月数を0.1ヶ月分引き上げ、4.20月分に改定。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 207	歳 48.1	千円 8,234	千円 6,037	千円 164	千円 2,197
事務・技術	人 137	歳 43.9	千円 7,119	千円 5,247	千円 141	千円 1,872
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 69	歳 56.1	千円 10,352	千円 7,535	千円 209	千円 2,817
指定職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 6	歳 51.7	千円 5,904	千円 4,316	千円 130	千円 1,588
事務・技術	人 6	歳 51.7	千円 5,904	千円 4,316	千円 130	千円 1,588
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 19	歳 63.5	千円 5,510	千円 4,029	千円 122	千円 1,481
事務・技術	人 19	歳 63.5	千円 5,510	千円 4,029	千円 122	千円 1,481
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 180	歳 48.0	千円 3,585	千円 2,650	千円 115	千円 935
事務・技術	人 180	歳 48	千円 3,585	千円 2,650	千円 115	千円 935
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員における「指定職種」とは大学副学長であるが、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

[年俸制適用者]

非常勤職員	人 37	歳 68.0	千円 7,344	千円 7,344	千円 90	千円 0
特任教授(学習センター所長)	人 37	歳 68	千円 7,344	千円 7,344	千円 90	千円 0

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師)／教育職員(高等専門学校教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



